

(道路に関する事項)

第 1 条 道路に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路は開発区域内の交通を支障なく処理でき、開発区域外の道路の機能を阻害することなく当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計するものとし、細部については道路管理者と協議すること。
- (2) 道路の設計・構造・幅員構成等については、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)、三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル(以下「県宅開マニュアル」という。)、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成 11 年三重県条例第 2 号)等を基準に決定すること。
- (3) 袋地状となる道路は、原則として設置しないこと。ただし、やむを得ない場合は、自動車の回転に支障がないものとし、回転広場の基準については建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置指定制度の基準との関係を考慮すること。
- (4) 勾配の著しく大きい道路については、すべり止め舗装等安全上必要な措置を講ずること。
- (5) 道路の舗装は、原則としてアスファルト舗装とし、公益社団法人日本道路協会が策定したアスファルト舗装要綱により決定すること。ただし、その他の舗装に当たっては道路管理者と協議し決定すること。
- (6) 道路と民地との境界を明確にするため、境界線の各折点及び必要箇所に境界杭等を設置すること。
- (7) 道路の占用物件の位置については、事前に道路管理者と協議すること。
- (8) 道路側溝及び横断側溝の設計は次の基準によるものとする。こと。
 - ア 構造は、T-25 以上の荷重に耐えうるものとする。
 - イ 2 次製品(無騒音タイプ)の使用を原則とし、最少有効断面は幅 30 cm とする等、雨水等を速やかに排水するために堅固で、かつ、耐久性を有する構造とすること。
 - ウ 側溝に蓋を設置する場合は、側溝延長の 10% 以上をグレーチング蓋とし、横断側溝に使用する蓋は原則としてグレーチング蓋(T-25 ボルト固定式)とすること。

(雨水排水施設に関する事項)

第2条 雨水排水施設に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域の排水施設は、放流先の排水能力、利水状況、権利関係等を調査検討し、既存施設の機能を損なうことなく、適切に排出できる計画とすること。
- (2) 水路(河川等を含む。)の加工又は占用を必要とする場合は、管理者の許可を得て施工すること。
- (3) 流末河川等の排水能力が不足する場合は、放流先の河川等の管理者と協議し、河川等の改修又は開発区域内に一時的に雨水等を貯留する適当な施設等を設けること。
- (4) 排水施設等の計画に当たっては、開発区域及びその周辺の土地の地形等を勘案して集水区域を策定し、当該施設等の規模、構造及び能力を設定すること。
- (5) 排水施設等の計画に用いる計画雨水量、流出係数、確率降雨強度及び流下能力の算出方法は、県宅開マニュアル等によるものとする。
- (6) 改修する水路等の構造、勾配及び断面は、当該水路等の上流又は下流の勾配及び断面並びに将来計画を考慮の上決定するものとし、道路側溝を新設する場合も同様とすること。

(洪水調整池等に関する事項)

第3条 洪水調整池等に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 洪水調整池等については、県宅開マニュアルの規定に準拠すること。
- (2) 前号に該当しない開発事業の計画にあつては、流域の地形、土地利用、流域の雨水排水条件、維持管理条件等を考慮し、流出抑制に配慮すること。
- (3) 洪水調整池は、自然流下方式を原則とし、地形上やむを得ない場合に限り、排水ポンプ式とし、現地貯留式及び地下埋設式は認めないものとする(ただし、事業者が管理者となる場合は、この限りでない。)
- (4) 洪水調整池の法面、底面及び管理用通路は、コンクリート又はアスファルトで覆うものとする。
- (5) 洪水調整池の外周に進入防止が施された柵等(高さ1.8m以上)を設置するものとする。
- (6) 洪水調整池を駐車場等に兼用するときは、洪水調整池となっている旨を周知するため、冠水注意看板を設置すること。

(公園、緑地等に関する事項)

第4条 公園、緑地等に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域内に設置される公園、緑地等の規模等に関する設計基準については、県宅開マニュアルに準拠するものとする。
- (2) 公園の位置は、公道等に接し、環境条件等を勘案して適当な位置に設置されていること。なお、交通量の多い主要道路に接する場合は、安全上のスペースを設ける等、管理に支障を来さないようにすること。
- (3) 公園敷地の形状は、正方形、長方形等まとまりのある整形とし、著しい狭長、屈曲、複雑な出入口のある形等であってはならないこと。
- (4) 公園敷地の境界には、境界杭等を設置すること。
- (5) 緑地は樹林地等により確保するものとするが、その場合、樹木の成長及び倒木被害を考慮し、宅地に影響のない位置に確保すること。
- (6) 緑地については、人工の植栽地とすることもできるが、その場合の植栽は、中低木に限ること。
- (7) 法面を含む緑地については、帰属を受けないものとする。
- (8) 公園等の出入口は利用者のため適切な位置、箇所及び構造を有し、災害時の避難場所としての効用を考慮して設置されていること。また、管理のため車両が通行可能な構造とすること。
- (9) 公園又は広場内は、雨水等を排除するために必要な排水施設が設定され、樹木等の植栽等により著しく視距を妨げることのないよう配置するとともに景観にも配慮し、遊具等を設置する場合は別途協議すること。

(汚水処理施設に関する事項)

第5条 汚水処理施設に関する事項は次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 合併浄化槽方式によって汚水処理をしようとする場合は、関係法令等に定める形式及び基準によること。また、維持管理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の3の規定に基づくほか、市長の指示に従うこと。
- (2) 公共下水道方式によって汚水を処理しようとする場合は、志摩市下水道条例(平成16年志摩市条例第200号)及び技術基準等に基づくほか、市長の指示に従うこと。
- (3) 集落排水方式によって汚水を処理しようとする場合は、志摩市集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第205号)

その他技術基準等に基づくほか、市長の指示に従うこと。

(上水道に関する事項)

第6条 事業者は、開発区域に水道の給水を受けようとするときは、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長と協議しその承認を得なければならない。

(その他の必要事項)

第7条 前各条に定めるもののほか、技術的細目に関し必要な事項は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、県宅開マニュアル、三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和47年三重県条例第41号)及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に準じるものとする。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。